



彩の国 埼玉県



埼玉県 健康経営

【埼玉県健康経営認定ロゴマーク】

健康経営により企業に期待される効果

従業員の健康増進・活力向上

社会への効果

- 健康寿命の延伸
- 医療費の抑制

企業への効果

- 組織の活性化
- 生産性の向上
- 人材の維持・確保

業績・企業価値向上 UP!

埼玉県では、県民が健康で生き生きと暮らすことができる健康長寿社会の実現を目指しています。

そこで、従業員等の健康に配慮した経営を促進するため、健康経営に取り組む企業・事業所を

「埼玉県健康経営実践事業所」

として認定します。

埼玉県健康経営認定制度は

- 全国健康保険協会埼玉支部(協会けんぽ埼玉支部)
- 健康保険組合連合会埼玉連合会(健保連埼玉連合会)

と連携して実施します。※()内略称

埼玉県健康経営認定制度 参加事業所募集中



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

「健康経営®」とは？

従業員等の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することです。

※「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

埼玉県健康経営認定制度Q&A

【Q1.対象は？】

A.県内に活動拠点がある法人、個人事業者、自治体です。

※原則、本社による一括申請となりますが、支店や営業所単位での申請も可能です。

申請窓口

(連絡先はQ4.参照)

- 1 協会けんぽ埼玉支部、健保連埼玉連合会に加入の皆様
→協会けんぽ埼玉支部、健保連埼玉連合会です。
- 2 1以外の皆様
→県に申請してください。(電子メール、郵送、FAX)



【Q2.認定されるとどんなメリットがあるの？】

A.①埼玉県健康経営実践事業所として、県ホームページなどで広くPRします！

②認定証、認定ロゴマークを交付します。(ロゴマークは自由使用可)

【Q3.認定を受けたいけど、何をすればいいの？】

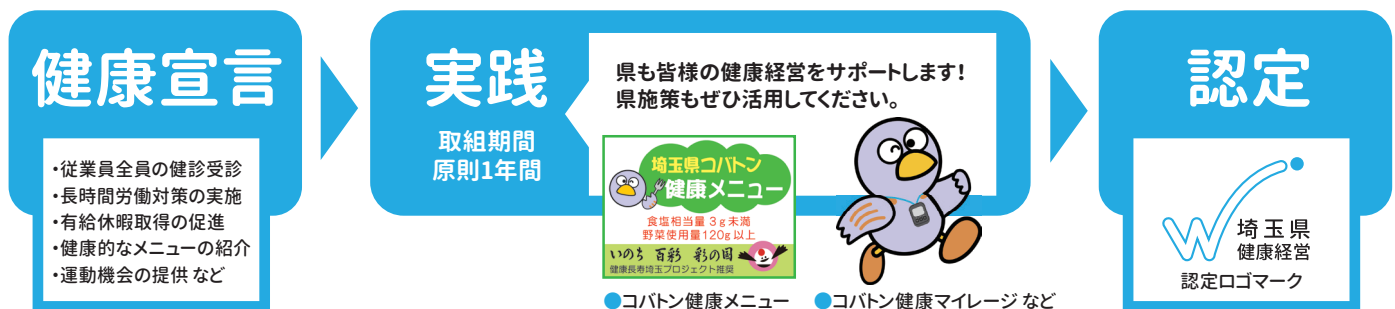
A.まず、職場の健康課題を把握し、健康宣言します。

次に、健康づくりの取組を実践(原則1年間)。

取組結果を県に報告していただき、県の定めた基準を満たしていれば、「埼玉県健康経営実践事業所」として、認定します。 ※認定の有効期間 認定日から起算して1年経過した日の属する月の末日まで

[例] 認定日:平成30年9月1日 有効期限:平成31年9月30日

認定までの流れ



【Q4.興味があるけど、どこに相談すればいいの？】

A.お問い合わせはこちらまで

埼玉県 保健医療部 健康長寿課 健康長寿担当

✉ メールでもお申し込みできます！

電話(直通) 048-830-3663 E-mail a3570-02@pref.saitama.lg.jp

住所 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/kenkochoju/kenkokeiei.html>

埼玉県 健康経営

検索



協会けんぽ埼玉支部、健保連埼玉連合会に加入の皆様はこちら

・協会けんぽ埼玉支部保健グループ (電話 048-658-5915)

・健保連埼玉連合会 (電話 048-650-8110)